

環境基準の考え方（関係法令等）

	頁
1 環境基準の基本的考え方	1
2 環境基本法	2
3 水質汚濁に係る環境基準について	3

環境基準の基本的考え方

1 環境基準とは

環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に関する環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準とされている。

この環境基準は、大気、水質、土壌、騒音等について、最終的にどの程度に維持するのが望ましいかという行政目標を定めるものであり、公害防止対策の根拠となるものである。

(環境基本法第 16 条第 1 項)

2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

全ての公共用水域について一律の基準値が適用されるもので、カドミウム等 27 項目の基準値が定められている。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

河川、湖沼、海域のそれぞれについて、水域類型が定められており、類型により基準値が異なる。類型を当てはめる水域を指定することにより、その水域に当該類型の環境基準値が適用される。

河川については BOD など 5 項目に 6 段階の類型と全亜鉛など 3 項目に 4 段階の類型が、湖沼については COD など 5 項目に 4 段階の類型、全窒素など 2 項目に 5 段階の類型、全亜鉛等 3 項目に 4 段階の類型と底層溶存酸素量に 3 段階の類型が、海域については COD など 5 項目に 3 段階の類型、全窒素など 2 項目に 4 段階の類型、全亜鉛など 3 項目に 2 段階の類型と底層溶存酸素量に 3 段階の類型が設けられている。

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

3 環境基準の類型指定

環境基準は政府が定めているが、水質汚濁に係るものの類型を当てはめる水域の指定は、一部水域を除き、都道府県が行うこととされている。

(環境基本法第 16 条第 2 項)

また、類型指定は、次の事項により行うこととされている。

- (1) 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
- (2) 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
- (3) 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
- (4) 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
- (5) 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
- (6) 対象水域が、2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域(以下「県際水域」という。)の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

4 達成期間の設定

原則として次の①～③の区分により設定することとされている。その際、水域における水質の現状等を踏まえ達成の可能性等を勘案しつつ達成期間を設定する。

なお、水質汚濁が著しく、①～③の区分では達成が困難と考えられる水域については、区分④の暫定目標を設定し、段階的に当該水域の水質の改善を図る方法もある。

【達成期間の区分】

- ① 「イ」：直ちに達成
- ② 「ロ」：5 年以内で可及的速やかに達成
- ③ 「ハ」：5 年を超える期間で可及的速やかに達成
- ④ 「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(注：暫定目標は原則として 5 年後を設定。環境基準は遅くとも 10 年以内に達成することを目処とする。)

環境基本法（抄）

〔平成5年11月19日〕
〔法律第91号〕

- 第16条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。
- 2 前項の基準が、2以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。
- 一 2以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府
- 二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長
- ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事
- 3 第1項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関係するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

水質汚濁に係る環境基準について（抄）

〔昭和46年12月28日〕
〔環境庁告示第59号〕

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

[略]

別表第2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

(ア) 利用目的の適応性に関する項目

項目 類型	基準値					利用目的の適応性				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数					
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL以下	水道1級 自然環境保全				
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100mL以下	水道2級 水産1級 水産				
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100mL以下	水道3級 水産2級 水産				
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	水産3級 工業用水1級 工業用水				
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	工業用水2級 農業用水 農業用水				
E	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—	工業用水3級 環境保 環境保				

備考
 1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。（湖沼もこれに準ずる）
 3 MPN：最確数（用語の解説ページの大腸菌群数を参照）

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 水生生物の生息状況の適応性に関する項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は年間平均値とする。